



国民健康保険料はこうなります

保険料の算定方法について

これまでの国民健康保険料は、「医療費の給付に使われる「医療保険分」と介護保険の給付に使われる「介護保険分」で構成されており、「医療保険分」には老人医療費への拠出分が含まれていました。平成20年度からは、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）がはじまったことにより、新たに「後期高齢者支援分」を算定することになりました。これにより、国民健康保険料は「医療保険分」、「後期高齢者支援分」、「介護保険分」の3つの要素で構成されることとなります。

これまでの医療保険分は医療保険分と後期高齢者支援分へ

これまで、国民健康保険料は、国保被保険者の医療費の給付に使われる費用などのための「医療保険分」と、介護保険の給付に使われる費用などのための「介護保険分」で構成されてきました。そして、国民健康保険料に加入する高齢者の老人医療費は、「医療保険分」に含まれていました。

平成20年度から、老人保健制度に代わって、新たに「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」

は世帯主に送られます。世帯主が長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者の場合も同様です。

40歳未満の人の場合

医療保険分と後期高齢者支援分を納めます。介護保険分の負担はありません。



保険料を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯の中にひとりでも被保険者がいれば、納付通知書

保険料は世帯主が納めます

が創設され、その制度を支援するために、75歳未満の人は「後期高齢者支援分」として保険料を負担することになりました。なお、国民健康保険に加入する介護保険2号被保険者が負担する「介護保険分」については変更ありません。

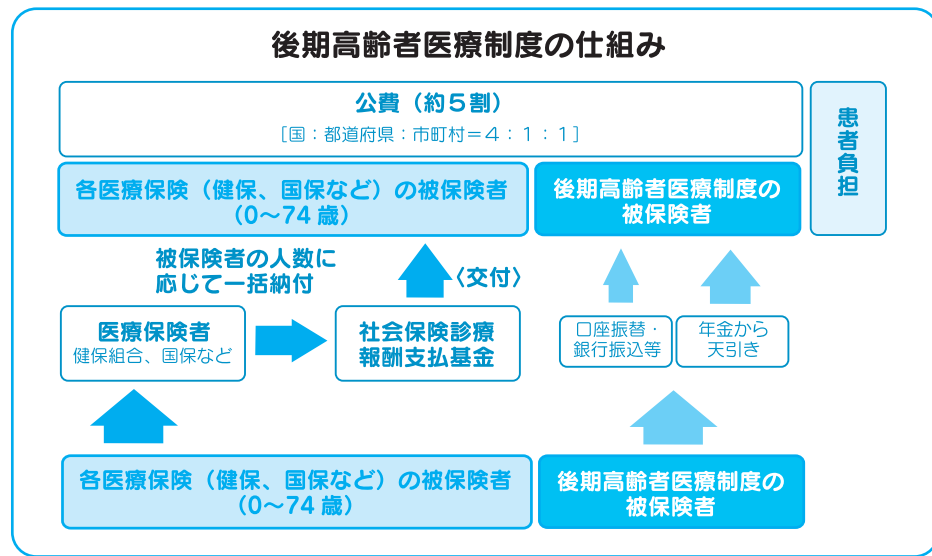
40歳以上65歳未満の人（介護保険の2号被保険者）

医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分を納めます。



65歳以上75歳未満の人（介護保険の1号被保険者）

医療保険分と後期高齢者支援分を国保料として納めるほか、介護保険料は別に納めます。



※平成20年度から、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の場合、保険料は世帯主の年金から特別徴収（天引き）されます。ただし、次の場合は、普通徴収になります。

- 世帯主が国保被保険者以外の場合
- 世帯主の年金が年額18万円未満の場合
- 介護保険料と合わせた徴収額が年金額の2分の1を超える場合

※年度内に65歳または75歳を迎える国保被保険者が世帯内におられる場合は、その年度は普通徴収になります。

問い合わせ先

長門市役所 市民福祉部
市民課 国保年金医療係
TEL 23-1143

保険料の算出例			
世帯主	71歳	公的年金等収入	201万円
固定資産税額	55,000円	子	45歳 営業所得 250万円
		子の妻	38歳 パート収入 50万円
		子の子	19歳 給与所得 170万円(社会保険加入)
		子の子	14歳 所得なし
医療保険分	所得割	世帯主 201万円 - 120万円 - 33万円 = 48万円...① 子 250万円 - 33万円 = 217万円...② ①+② = 265万円...③ ③×8.4% = 222,600円	222,600円
	資産割	55,000円 × 23.5%	12,920円
	均等割	22,000円 × 4人	88,000円
	平等割		22,800円
	合計(a)		346,320円
後期高齢者支援分	所得割	③ × 2.1% = 55,650円	55,650円
	資産割	55,000円 × 7.5%	4,120円
	均等割	6,000円 × 4人	24,000円
	平等割		6,200円
合計(b)		89,970円	
介護保険分	所得割	② × 1.5% = 32,550円	32,550円
	資産割	-	-
	均等割	7,800円 × 1人	7,800円
	平等割		6,500円
合計(c)		46,850円	
合計	(a) + (b) + (c)		483,140円

保険料の計算方法	
医療保険分	①所得割額 所得に応じて計算 (被保険者ごとの総所得金額 - 保険料基礎控除 330,000円) の世帯内被保険者分合計額 × 8.4% ②資産割額 資産に応じて計算 世帯内の被保険者に賦課される固定資産税額(土地・家屋に係る額) × 23.5% ③均等割額 加入者に応じて計算 世帯内の被保険者数 × 22,000円/人 ④平等割額 1世帯ごとに計算...22,800円/世帯 ※医療分の保険料の上限額は、47万円です。
後期高齢者支援分	①所得割額 所得に応じて計算 (被保険者ごとの総所得金額 - 保険料基礎控除 330,000円) の世帯内被保険者分合計額 × 2.1% ②資産割額 資産に応じて計算 世帯内の被保険者に賦課される固定資産税額(土地・家屋に係る額) × 7.5% ③均等割額 加入者に応じて計算 世帯内の被保険者数 × 6,000円/人 ④平等割額 1世帯ごとに計算...6,200円/世帯 ※後期高齢者支援分の保険料の上限額は、12万円です。
介護保険分	①所得割額 所得に応じて計算 (該当被保険者ごとの総所得金額 - 保険料基礎控除 330,000円) の世帯内該当被保険者分合計額 × 1.5% ②資産割額 資産に応じて計算 世帯内の該当被保険者に賦課される固定資産税額(土地・家屋に係る額) × 8.0% ③均等割額 加入者に応じて計算 世帯内の該当被保険者数 × 7,800円/人 ④平等割額 1世帯ごとに計算...6,500円/世帯 ※介護保険分の保険料の上限額は、9万円です。

所得が少ない人の軽減措置

所得の申告がお済みで、左記の表に該当する場合は、保険料のうち、均等割額と平等割額が減額されます。なお、平成20年度から「2割軽減」の申請は不要になりました。

◆特定同一世帯所属者とは

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者のうち、次のいずれにも該当する人をいいます。なお、この資格は、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入した月以後、5年を経過する月までに限られます。

①長寿医療制度（後期高齢者医療制度）加入前は国保の被保

険者であった人

②長寿医療制度（後期高齢者医療制度）加入時の国保世帯主と、それ以後も同一の世帯に属する人（世帯主は継続することが条件です）

◆正しい所得の申告を

保険料の所得割額は、前年の所得を基に決められます。事業の健全な運営を図るためにも、正しい申告をしてください。

国民健康保険では、給付の際に所得に応じた軽減措置がありますが、申告をしていないと、軽減が受けられないことがあります。

高齢者医療制度の創設に伴う保険料の軽減措置

4月以降、75歳以上の人は長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行し、新制度の保険料を納めることになっていきます。それに伴って、国民健康保険加入者の保険料負担が急に増えることがないように、次のような軽減を受けることができます。

◆制度創設により

国保単身世帯となる人

制度の創設にともない、75歳以上の人が新制度に移行された、または、今後されることにより国保単身世帯となる場合、5年間は世帯に賦課される「医

療分」と「後期高齢者医療支援分」の平等割額が半額になります。なおこの軽減は、移行された人が前述の特定同一世帯所属者の場合に限られます。

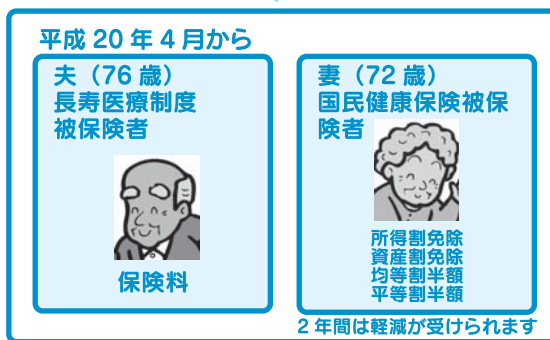
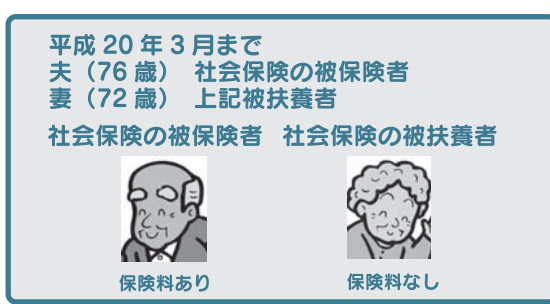
◆被用者保険の被保険者が新制度に移行し、その被扶養者が新たに国保へ加入される場合

75歳以上の人が会社の健康保険などの被用者保険被保険者から新制度の被保険者に移行されたことにより、その被扶養者が新たに国民健康保険の被保険者となった場合は、申請により保険料の軽減が受けられます。

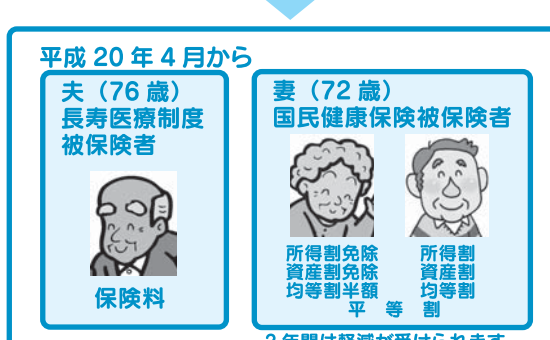
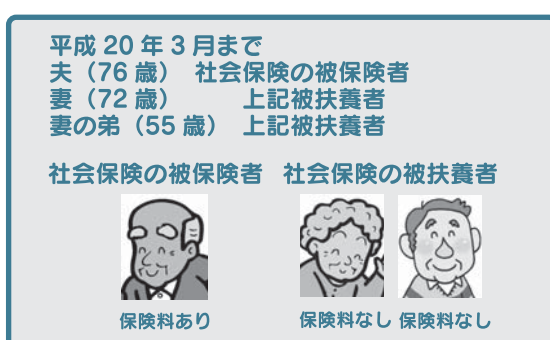
◆軽減の種類

平成19年中の所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円	7割軽減
33万円 + 24万5千円 × (国保被保険者数と世帯主以外の特定同一世帯所属者数の合算数)	5割軽減
33万円 + 25万5千円 × (国保被保険者数と特定同一世帯所属者数の合算数)	2割軽減

申請により軽減を受けられる例(1)



申請により軽減を受けられる例(2)



人間ドック・歯科健診で健康生活を!

平成20年度の「人間ドック」および「歯科健康診断」の受付を6月23日(月)から行います。定員になり次第締め切りますのでお早めにお申し込みください。

■定員

人間ドック 50人
歯科健康診断 110人

■対象

人間ドック 国民健康保険の被保険者で30歳以上40歳未満の人
歯科健康診断 国民健康保険の被保険者で30歳以上75歳未満の人

■検査費用(本人負担額)

○総合 4,880円
○内科+眼底検査 4,680円
○内科系 4,500円
○眼科系 960円
○歯科系 2600円

本人負担額は、検査費用の15%です。ただし、平成20年4月1日から平成21年3月31日の間に、人間ドックの場合は満30歳、35歳にならる人、歯科健康診断の場合は、満30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳にならる人は、節目健診として無料(国保が全額負担)になります。

■健診項目

●医科

血圧、検尿、検便、末梢血、血液化学、血沈、心電図、眼底、眼

圧、胃・十二指腸X線または内視鏡検査など

●歯科

□口腔清掃、歯石沈着、歯周疾患、不正咬合、□口腔粘膜疾患など

■申込方法

印鑑と被保険者証を持参の上、国保年金医療係各支所、各出張所でお申し込みください。

※申込内容に従い「利用券」をご自宅に郵送しますので、医療機関へ予約の上、受診してください。

■医療機関

●医科

長門総合病院、岡田病院、齋木病院、天野内科胃腸科医院、俵山病院、福永病院、半田内科クリニック、福永医院、持山外科整形外科医院、吉村内科、友近内科循環器科医院、國司眼科医院

●歯科

上野歯科医院、近藤歯科医院、杉山歯科医院、田中歯科医院、丹下歯科仙崎診療所、なかむら歯科医院、西嶋歯科医院、西村歯科医院、吉村歯科医院、重田歯科医院、藤井歯科医院、藤本歯科医院、西島歯科医院(口置)、村岡歯科医院、吉村歯科医院(三福)

■問い合わせ

市民課 国保年金医療係
TEL 23・1143

その他の減免措置について

◆申請により減免されます

国民健康保険料については、長門市の条例でその減免について規定され、要綱の規定により運用されています。この要綱による減免の対象は次のとおりです。該当される場合は、市役所国保年金医療係までご相談ください。

●火災・風水害・震災等にあわられた世帯

①災害等により障害の認定を受けた場合

②災害等により財産等を3割以上失われた場合

③冷害・干害等で農作物被害額が平年の3割以上に及んだ場

この軽減措置は、2年間、65歳から74歳までの人に適用され、その人に対して算定される所得割と資産割が免除されるとともに、被保険者均等割が半額となり、さらに、世帯において被保険者が一人の場合は、世帯別の平等割も半額になります。(右頁図例(1)、(2)参照)

減免の申請について
平成20年度の保険料算定を6月中に行いますが、減免前の保険料額を計算した後、5割、7割の法定減免額を確認し、異動届の際の「資格喪失証明書」により、この制度に該当していることが確認できた人には、申請をお願いする通知をします。

申請をされると、資格発生日にさかのぼって減免を行います。また、この制度に該当するにもかかわらず、別の理由による異動の届出で資格取得されている場合もあるので、よくわからない場合は窓口までお問い合わせください。

合

※②及び③の場合、前年の所得金額により該当しない場合があります。

●失業・休廃業・疾病等により前年の所得金額に対し、3割以上が減になると見込まれ、かつ、その見積額が生活保護法による生活扶助基準額等の1.1倍を超えない世帯

●法律により、収監・拘禁を受ける人

※前年の合計所得金額により該当しない場合があります。

■問い合わせ

市民課 国保年金医療係
TEL 23・1143